

兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第14号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令	ページ
○ 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（人事課）	1
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（同）	37
告示	
○ 本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程（人事課）	40

訓令

兵庫県訓令第1号

本庁
地方機関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策部長」を「政策創生部長」に、「政策調整局長、ビジョン局長」を「女性生活局長、ビジョン局長、地域創生局長」に改め、「科学情報局長」の右に「政策調整局長」を加え、同条第2号中「室長」の右に「企画官」を加え、同条第3号中「部長」の右に「副防災監」を、「室長」の右に「企画官」を加え、同条第4号中「室長」の右に「企画官」を加える。

第5条第2項第20号コ中「調停」の右に「及び連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示」を加え、同号中セをソとし、サからスマまでをシからセまでとし、コの次に次のように加える。

サ 他の地方公共団体と連携協約を締結すること。

第5条第2項第20号に次のように加える。

タ 他の地方公共団体と事務の代替執行に関する規約を定めること。

第5条の2中「、防災計画課」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する事項を除き、防災監が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 副防災監の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (2) 副防災監の週休日を振り替え、又は休日の代休日を指定すること。
- (3) 法令による証人、鑑定人等となった副防災監の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。
- (4) 副防災監の職務に専念する義務を免除すること。
- (5) 副防災監に旅行を命令し、その復命を受理すること。

第7条第2項第1号中「(政策調整局長)」を「(女性生活局長)」に改め、「ビジョン局長」の右に「、地域創生局長」を、「科学情報局長」の右に「、政策調整局長」を加え、「政策調整局長等」を「女性生活局長等」に改め、同項第4号及び第5号中「政策調整局長等」を「女性生活局長等」に改める。

第9条第2項第20号オ中「調停」の右に「又は連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示」を加える。

第10条中「班長又は」を「企画官又は班長若しくは」に改める。

第12条の2中「防災企画局長又は防災対策局長が、それぞれその担任する事務に関し、」を「副防災監」に改める。

第14条中「副課長」を「企画官又は副課長」に改める。
 第16条第1項中「副知事」の右に「、企画官」を加える。
 第17条第1項中「防災企画局長又は災害対策局長が、それぞれその担当する事務に関し、」を「副防災監」に改める。
 第18条中「ときは、」の右に「企画官又は」を加える。
 第22条中「室長」の右に「、企画官」を加える。
 附則第3項（見出しを含む。）中「政策部長」を「政策創生部長」に改める。
 別表第1企画県民部の部政策調整課の項及びエネルギー対策課の項を次のように改める。

<p>男女家庭課</p>	<p>男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めること。</p>		
<p>消費生活課</p>	<p>消費者の利益の擁護及び増進並びに科学的生活の推進（以下「消費生活の推進等」という。）に関する総合的な施策を決定すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）第53条の5の規定に基づき、組合に共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。 2 生協法第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 3 生協法第62条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。 4 生協法第63条第3項において準用する生協法第58条の規定に基づき、解散組合の継続を認可すること。 5 生協法第69条第1項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。 6 生協法第94条の2第1項の規定に基づき、組合に定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。 7 生協法第94条の2第2項の規定に基づき、組合に改善計画の変更を命じ、又は組合の業務の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他必要なことを命

ずること。

- 8 生協法第94条の2第4項の規定に基づき、共済事業規約の認可を取り消すこと。
- 9 生協法第94条の2第5項の規定に基づき、組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の認可を取り消すこと。
- 10 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合に役員解任を命じ、又は組合の事業の停止を命ずること。
- 11 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。
- 12 生協法第96条第1項の規定に基づき、組合の総会の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。
- 13 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第3項の規定に基づき、消費生活センターの名称、住所等を公示すること。
- 14 消費生活の推進等に関する計画を決定すること。
- 15 物価問題の企画及び調整をすること。
- 16 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第9条第1項の規定に基づき、商品又は役務の基準を定めること。
- 17 消費生活条例第11条第1項の規定に基づき、不当取引行為を指定すること。
- 18 消費生活条例第21条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。
- 19 消費生活条例第22条第2項の規定に基づき、貸付金の返還を免除すること。
- 20 消費生活条例第28条第4号の規定に基づき、調査

			を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。
--	--	--	----------------------

別表第1 企画県民部の部文書課の項及び地域振興課の項を削り、同部統計課の項の次に次のように加える。

地域創生課	兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第4号）第6条第1項の規定に基づき、地域創生に関する施策の推進に関する戦略を定めること。		
地域振興課	<p>1 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第5条第1項の規定に基づき、基本構想を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>2 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>3 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。）第4条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を指定すること。</p> <p>4 地方拠点法第5条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を変更し、又はその指定を解除すること。</p>	<p>1 低開発地域工業開発促進法第2条第4項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更の申請について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>2 地方拠点法第4条第2項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について主務大臣に協議すること。</p> <p>3 地方拠点法第4条第3項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について関係市町に協議すること。</p> <p>4 地方拠点法第6条第7項（地方拠点法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画又はその変更に同意すること。</p> <p>5 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第5条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進方針を定めること。</p> <p>6 過疎地域自立促進特別措置法第7条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進都道府県計画を定めること。</p> <p>7 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88</p>	

		号) 第3条第6項の規定に基づき、総合整備計画について当該市町に協力して講じようとする措置の計画を定めること。	
		8 離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、離島振興計画を定めること。	

別表第1企画県民部の部消費生活課の項を削り、同部地域安全課の項局長専決事項の欄中3を5とし、2を4とし、1を3とし、3の前に次のように加える。

- 1 客引き行為等の防止に関する条例(平成27年兵庫県条例第5号)第7条第1項、第3項又は第6項の規定に基づき、客引き行為等を禁止する地区を指定し、変更し、又は解除すること。
- 2 客引き行為等の防止に関する条例第11条の規定に基づき、同条例第9条第3項の規定による命令に違反した者又は同条例第10条第1項の規定による立入りを拒んだ者等の氏名等を公表すること。

別表第1企画県民部の部地域安全課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 6 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第5条第4項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の認定又は認定の拒否について同意すること。
- 7 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の認定の取消しについて同意すること。
- 8 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項の規定に基づき、自動車運転代行業者に対して必要な措置をとるべきことを指示し、公安委員会に対して指示をした旨を通知すること。
- 9 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の停止の命令をすべき旨を要請すること。
- 10 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第3項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の停止の命令について同意すること。
- 11 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の廃止の命令について同意すること。

別表第1企画県民部の部情報企画課の項の次に次のように加える。

広域調整課	<ol style="list-style-type: none"> 1 大阪湾臨海地域開発整備法(平成4年法律第110号)第4条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定又は変更について主務大臣に申請すること。 2 大阪湾臨海地域開発整備法第5条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本方針の決定又は変更について主務大臣に意見を述べること。 3 大阪湾臨海地域開発整 		
-------	--	--	--

	<p>備法第7条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、整備計画又はその変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p>		
水エネルギー課	<p>1 水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第3条第1項の規定に基づき、水資源開発水系の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第3項の規定に基づき、工業用井戸水の採取を規制する地域の指定について経済産業大臣及び環境大臣に意見を述べること。</p> <p>3 発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)第4条第1項又は第9項の規定に基づき、公共用施設整備計画の作成又は変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p>	<p>水資源開発促進法第4条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、水資源開発基本計画の決定又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p>	
文書課	<p>1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第4条の規定に基づき、公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人を認定すること。</p> <p>2 公益法人認定法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、公益法人の認定を取り消すこと。</p>		<p>1 公印規程(昭和37年兵庫県訓令甲第18号)第3条第1項の規定に基づき、専用公印及び特殊の公印を置くことを承認すること。</p> <p>2 県が当事者である訴訟事件について、訴訟代理人を弁護士に委嘱すること。</p> <p>3 公益法人認定法第11条第1項の規定に基づき、公益法人の主たる事務所の所在場所等の変更を認定すること。</p> <p>4 公益法人認定法第25条第1項の規定に基づき、公益法人の合併による地位の承継を認可すること。</p> <p>5 公益法人認定法第28条第1項の規定に基づき、公</p>

益法人に対し、必要な措置を勧告すること。

6 公益法人認定法第28条第3項の規定に基づき、公益法人に対し、必要な措置を命ずること。

7 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第125条第1項又は第129条第2項若しくは第131条第1項の規定に基づき、移行法人の公益目的支出計画の変更を認可し、又は移行法人に対し、必要な措置を命じ、若しくは認可申請法人の認可を取り消すこと。

8 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定に基づき、公益信託を許可すること。

9 公益信託ニ関スル法律第6条の規定に基づき、公益信託の併合又は分割を許可すること。

10 公益信託ニ関スル法律第7条の規定に基づき、受託者の辞任を許可すること。

11 公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づき、受託者を解任すること。

12 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号。以下「信託整備法」という。）第2条の規定に基づき、受託者の辞任若しくは信託財産の取得を許可し、又は受託者を解任すること。

13 信託整備法第6条第1

		<p>項の規定に基づき、信託の変更を命ずること。</p> <p>14 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第14条第1項の規定に基づき、宗教法人の規則を認証すること。</p> <p>15 宗教法人法第81条第1項の規定に基づき、裁判所に宗教法人の解散の命令を請求すること。</p>
--	--	---

別表第1企画県民部の部市町振興課の項部長専決事項の欄1中「第251条第4項又は同条第5項」を「第251条第5項又は同条第6項」に改め、同欄11中「第8項」を「第7項」に改め、同欄中11を12とし、8から10までを9から11までとし、同欄7中「第174条の6第1項」を「第174条の6第2項」に改め、同欄中7を8とし、4から6までを5から7までとし、同欄3中「(第252条の26の4において準用する場合を含む。)」を削り、「中核市等」を「中核市」に改め、同欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 自治法第251条の3の2第1項の規定に基づき、自治紛争処理委員を任命し、処理方を定めさせること。

別表第1企画県民部の部市町振興課の項局長専決事項の欄中47を49とし、11から46までを13から48までとし、13の前に次のように加える。

12 自治法第252条の16の2第3項（第292条において準用する場合を含む。）において準用する第252条の2の2第4項の規定に基づき、事務の代替執行をすべきことを勧告すること。

別表第1企画県民部の部市町振興課の項局長専決事項の欄10中「第252条の2第4項」を「第252条の2の2第4項」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9中「第252条の2第4項」を「第252条の2の2第4項」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8中「第252条の2第4項」を「第252条の2の2第4項」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7の次に次のように加える。

8 自治法第252条の2第5項（第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、連携協約を締結すべきことを勧告すること。

別表第1健康福祉部の部社会福祉課の項局長専決事項の欄中15を17とし、11から14までを13から16までとし、13の前に次のように加える。

12 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第9条の規定に基づき、指定養成機関等の指定を取り消すこと。

別表第1健康福祉部の部社会福祉課の項局長専決事項の欄中10を11とし、2から9までを3から10までとし、1の次に次のように加える。

2 社会福祉法第19条第1項の規定に基づき、社会福祉主事の養成機関及び講習会を指定すること。

別表第1健康福祉部の部社会福祉課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

18 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1項第2号又は第3号の規定に基づき、社会福祉士養成施設を指定すること。

19 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項第1号から第3号までの規定に基づき、介護福祉士養成施設を指定すること。

20 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第7条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士に係る養成施設の指定を取り消すこと。

別表第1健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄中20を22とし、8から19までを10から21までとし、10の前に次のように加える。

9 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第14条第5号の規定に基づき、知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設を指定すること。

別表第1健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 身体障害者福祉法第12条第5号の規定に基づき、身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設を指定すること。

別表第1 健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

23 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第7条第2号又は第3号の規定に基づき、養成施設を指定すること。

24 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成10年厚生省令第12号)第9条の規定に基づき、養成施設の指定を取り消すこと。

別表第1 健康福祉部の部こども政策課の項局長専決事項の欄3を削り、同欄中4を3とし、5から19までを4から18までとし、同部児童課の項局長専決事項の欄中15を18とし、12から14までを15から17までとし、同欄11中「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改め、同欄11を同欄14とし、同欄10中「母子及び寡婦福祉法第33条第4項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第5項」に改め、「準用する」の右に「同法」を加え、同欄10を同欄13とし、同欄13の前に次のように加える。

12 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7第4項において準用する同法第23条の規定に基づき、父子家庭日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。

別表第1 健康福祉部の部こども政策課の項局長専決事項の欄9中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同欄9を同欄11とし、同欄11の前に次のように加える。

10 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第3条の2第10項の規定に基づき、施設又は講習会の指定を取り消すこと。

別表第1 健康福祉部の部こども政策課の項局長専決事項の欄中8を9とし、1から7までを2から8までとし、2の前に次のように加える。

1 児童福祉法第13条第2項第1号の規定に基づき、施設又は講習会を指定すること。

別表第1 健康福祉部の部男女家庭課の項を次のように改める。

<p>青少年課</p>			<p>1 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の設置を認可すること。</p> <p>2 児童福祉法第35条第7項の規定に基づき、児童厚生施設の廃止又は休止を承認すること。</p> <p>3 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の事業の停止を命ずること。</p> <p>4 児童福祉法第58条の規定に基づき、児童厚生施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>5 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設(同法第40条に規定する業務を目的とする施設に限る。6において同じ。)の設置者に対し、施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること。</p> <p>6 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第</p>
-------------	--	--	---

		1項に規定する施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。
--	--	-------------------------------

別表第1健康福祉部の部医務課の項局長専決事項の欄14中「及び病院」を「、病院」に改め、「開設する医療法人」の右に「及び他の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人」を加え、同欄28から30までを削り、同欄27を同欄69とし、同欄24から26までを同欄66から68までとし、同欄66の前に次のように加える。

- 27 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号）第1条第1項の規定に基づき、養成施設を認定すること。
- 28 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第5条第2項の規定に基づき、養成施設の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 29 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第6条第1項の規定に基づき、養成施設の認定を取り消すこと。
- 30 歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号）第2条第1項の規定に基づき、歯科衛生士養成所を指定すること。
- 31 歯科衛生士法施行令第7条の規定に基づき、歯科衛生士養成所の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 32 歯科衛生士法施行令第8条第1項の規定に基づき、歯科衛生士養成所の指定を取り消すこと。
- 33 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）第9条第1項の規定に基づき、歯科技工士養成所を指定すること。
- 34 歯科技工士法施行令第14条の規定に基づき、歯科技工士養成所の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 35 歯科技工士法施行令第15条第1項の規定に基づき、歯科技工士養成所の指定を取り消すこと。
- 36 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第10条第1項の規定に基づき、臨床検査技師養成所を指定すること。
- 37 臨床検査技師等に関する法律施行令第14条第2項の規定に基づき、臨床検査技師養成所の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 38 臨床検査技師等に関する法律施行令第15条第1項の規定に基づき、臨床検査技師養成所の指定を取り消すこと。
- 39 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）第9条第1項の規定に基づき、理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設を指定すること。
- 40 理学療法士及び作業療法士法施行令第13条第2項の規定に基づき、理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 41 理学療法士及び作業療法士法施行令第14条第1項の規定に基づき、理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の指定を取り消すこと。
- 42 柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号）第2条第1項の規定に基づき、柔道整復師養成施設を指定すること。
- 43 柔道整復師法施行令第6条第2項の規定に基づき、柔道整復師養成施設の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 44 柔道整復師法施行令第7条第1項の規定に基づき、柔道整復師養成施設の指定を取り消すこと。
- 45 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）第10条第1項の規定に基づき、視能訓練士養成所を指定すること。
- 46 視能訓練士法施行令第14条第2項の規定に基づき、視能訓練士養成所の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 47 視能訓練士法施行令第15条第1項の規定に基づき、視能訓練士養成所の指定を取り消すこと。
- 48 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条の規定に基づき、臨床工学技士養成所を指定すること。
- 49 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第2号）第6条第2項の規定に基づき、臨床工学技士養成所の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 50 臨床工学技士学校養成所指定規則第7条の規定に基づき、臨床工学技士養成所の指定を取り消すこと。
- 51 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条の規定に基づき、義肢装具士養成所を指定すること。

- 52 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号）第6条第2項の規定に基づき、義肢装具士養成所の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 53 義肢装具士学校養成所指定規則第7条の規定に基づき、義肢装具士養成所の指定を取り消すこと。
- 54 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条の規定に基づき、救急救命士養成所を指定すること。
- 55 救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）第6条第2項の規定に基づき、救急救命士養成所の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 56 救急救命士学校養成所指定規則第7条の規定に基づき、救急救命士養成所の指定を取り消すこと。
- 57 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条の規定に基づき、言語聴覚士養成所を指定すること。
- 58 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号）第6条第2項の規定に基づき、言語聴覚士養成所の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 59 言語聴覚士学校養成所指定規則第7条の規定に基づき、言語聴覚士養成所の指定を取り消すこと。
- 60 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「保助看法施行令」という。）第11条第1項の規定に基づき、看護師等養成所を指定すること。
- 61 保助看法施行令第15条第2項の規定に基づき、看護師等養成所の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 62 保助看法施行令第16条第1項の規定に基づき、看護師等養成所の指定を取り消すこと。
- 63 保助看法施行令第18条の規定に基づき、准看護師養成所を指定すること。
- 64 保助看法施行令第20条において準用する保助看法施行令第15条の規定に基づき、准看護師養成所の設置者に必要な指示をすること。
- 65 保助看法施行令第20条において準用する保助看法施行令第16条の規定に基づき、准看護師養成所の指定を取り消すこと。
- 別表第1健康福祉部の部医務課の項局長専決事項の欄中23を26とし、22を25とし、21の次に次のように加える。
- 22 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第7条第1項の規定に基づき、診療放射線技師養成所を指定すること。
- 23 診療放射線技師法施行令第11条第2項の規定に基づき、診療放射線技師養成所の設置者又は長に必要な指示をすること。
- 24 診療放射線技師法施行令第12条第1項の規定に基づき、診療放射線技師養成所の指定を取り消すこと。
- 別表第1健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄1中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品、医療機器等法」という。）」に改め、同欄2から8までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄中58を63とし、17から57までを22から62までとし、22の前に次のように加える。
- 19 医薬品、医療機器等法第76条の7の2第1項の規定に基づき、指定薬物に係る広告の中止等の措置を採るべきことを命ずること。
- 20 医薬品、医療機器等法第76条の7の2第2項の規定に基づき、指定薬物である疑いがある物品の製造の中止等の措置を採るべきことを命ずること。
- 21 医薬品、医療機器等法第76条の7の2第3項の規定に基づき、指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講ずることを要請すること。
- 別表第1健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄16中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄16を同欄18とし、同欄15中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄15を同欄17とし、同欄14中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄14を同欄16とし、同欄13中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、「指定薬物」の右に「又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物」を加え、同欄13を同欄15とし、同欄12中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄11中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄10中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄10を同欄12とし、同欄9中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄9を同欄11とし、同欄8の次に次のように加える。
- 9 医薬品、医療機器等法第72条の5第1項の規定に基づき、承認前の医薬品等に係る広告の中止等の措置を採るべきことを命ずること。
- 10 医薬品、医療機器等法第72条の5第2項の規定に基づき、承認前の医薬品等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講ずることを要請すること。
- 別表第1健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 64 薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年兵庫県条例第37号）第12条第1項の規定に基づき、知事監視店を指定すること。
- 65 薬物の濫用の防止に関する条例第13条第1項の規定に基づき、知事監視店の指定を解除すること。
- 66 薬物の濫用の防止に関する条例第18条第1項の規定に基づき、同条例第17条第1項の規定による警告に従うべきことを命ずること。
- 67 薬物の濫用の防止に関する条例第18条第2項又は第3項の規定に基づき、危険薬物の販売又は授与の中止、回収その他必要な措置をとることを命ずること。
別表第1健康福祉部の部生活衛生課の項局長専決事項の欄中30を43とし、23から29までを36から42までとし、36の前に次のように加える。
- 33 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年政令第52号)第5条の規定に基づき、登録養成施設の登録を取り消すこと（同令第6条の規定に基づく申請があった場合を除く。）。
- 34 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第15条又は第16条の規定に基づき、登録講習会の実施者に対し、必要な措置を執るべきことを命ずること。
- 35 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第17条の規定に基づき、登録講習会の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
別表第1健康福祉部の部生活衛生課の項局長専決事項の欄中22を32とし、21を31とし、31の前に次のように加える。
- 26 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第18条の規定に基づき、登録養成施設の登録を取り消すこと（同令第19条の規定に基づく申請があった場合を除く。）。
- 27 食品衛生法施行令第28条又は第29条の規定に基づき、登録講習会の実施者に対し、必要な措置を執るべきことを命ずること。
- 28 食品衛生法施行令第30条の規定に基づき、登録講習会の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 29 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第11条の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。
- 30 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第23条の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと（同令第24条の規定に基づく申請があった場合を除く。）。
別表第1健康福祉部の部生活衛生課の項局長専決事項の欄中20を25とし、10から19までを15から24までとし、15の前に次のように加える。
- 14 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）第6条第2項の規定に基づき、振興計画の認定を取り消すこと。
別表第1健康福祉部の部生活衛生課の項局長専決事項の欄中9を13とし、2から8までを6から12までとし、6の前に次のように加える。
- 4 美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第11条第2項の規定に基づき、指定養成施設の設立者又は長に必要な指示をすること。
- 5 美容師養成施設指定規則第12条第1項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。
別表第1健康福祉部の部生活衛生課の項局長専決事項の欄1を同欄3とし、同欄3の前に次のように加える。
- 1 美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第12条第2項の規定に基づき、指定養成施設の設立者又は長に必要な指示をすること。
- 2 美容師養成施設指定規則第13条第1項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。
別表第1産業労働部の部経営商業課の欄7中「小規模事業者支援促進法」を「小規模事業者支援法」に、「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄9を削り、同欄8中「小規模事業者支援促進法第6条第2項」を「小規模事業者支援法第8条第2項」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7の次に次のように加える。
- 8 小規模事業者支援法第8条第1項の規定に基づき、商工会連合会の認定基盤施設計画の変更の認定をすること。
別表第1産業労働部の部経営商業課の欄10を削り、同欄11から13までを同欄10から12までとし、同欄14中「火災共済協働組合」を削り、同欄14を同欄13とし、同欄15から41までを同欄14から40までとし、同表農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

43 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第4項の規定に基づき、地域農林水産業振興施設整備計画について、同意をすること。

別表第1農政環境部の部消費流通課の項局長専決事項の欄8中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同欄9中「第19条の14第4項」を「第19条の14第3項」に改め、同欄中24を26とし、11から23までを13から25までとし、10の次に次のように加える。

11 食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第5項の規定に基づき、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

12 食品表示法第7条の規定に基づき、命令をした旨を公表すること。

別表第1農政環境部の部農地整備課の項局長専決事項の欄中45を46とし、25から44までを26から45までとし、24の次に次のように加える。

25 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第5条第1項の規定に基づき、県の基本方針を定めること。

別表第1農政環境部の部畜産課の項局長専決事項の欄27中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同部林務課の項局長専決事項の欄17から19までの規定中「及び生産森林組合」を削り、同欄31中「社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人兵庫みどり公社」に改め、同部自然環境課の項局長専決事項の欄45から65までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同欄66中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に改め、同部水大気課の項局長専決事項の欄中70を73とし、57から69までを60から72までとし、56の次に次のように加える。

57 土壤汚染対策法第36条第3項の規定に基づき、指定調査機関に対し、土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずること。

58 土壤汚染対策法第39条の規定に基づき、指定調査機関に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

59 土壤汚染対策法第42条の規定に基づき、指定調査機関の指定を取り消すこと。

別表第1県土整備部の部空港政策課の項局長専決事項の欄を次のように改める。

1 航空法第49条第1項ただし書の規定に基づき、仮設物その他の物件の設置等を承認すること。

2 航空法第49条第2項の規定に基づき、物件の所有者等に対し、当該物件を除去すべきことを求めること。

3 航空法第49条第3項の規定に基づき、損失を補償し、及び物件の除去を求めること。

4 航空法第50条第1項の規定に基づき、損失を補償すること。

5 航空機騒音障害防止法第40条第2項の規定に基づき、空港周辺整備計画の策定について関係市町長の意見を聴取すること。

別表第1県土整備部の部道路保全課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

20 道路運送法（昭和26年法律第183号）第62条第1項の規定に基づき、自動車道事業に係る供用約款の設定又は変更の認可をすること。

21 道路運送法第70条の3第1項の規定に基づき、自動車道事業に係る事業の休止又は廃止の許可をすること。

別表第1 県土整備部の部都市計画課の項知事決裁事項の欄4中「第15条第1項第1号から第3号まで」を「第15条第1項第1号及び第2号」に改め、同項局長専決事項の欄3中「第15条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号まで」を「第15条第1項」に改め、同欄中32を35とし、25から31までを28から34までとし、24の次に次のように加える。

25 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第1項の規定に基づき、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めること。

26 中心市街地の活性化に関する法律第50条第5項の規定に基づき、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に係る協議に同意すること。

27 中心市街地の活性化に関する法律第65条第1項の規定に基づき、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めること。

別表第1 県土整備部の部市街地整備課の項局長専決事項の欄73から79までの規定中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同欄中85を90とし、80から84までを85から89までとし、79の次に次のように加える。

80 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第110条第1項の規定に基づき、決議要除却認定マンションの買受計画の認定をすること。

81 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第120条第1項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の設立の認可をすること。

82 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第137条第4項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の解散の認可をすること。

83 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第141条第1項の規定に基づき、分配金取得計画の認可をすること。

84 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第161条第4項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の設立の認可を取り消すこと。

別表第1 県土整備部の部建築指導課の項局長専決事項の欄4中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改め、同欄15中「及び同条例第8条第5項」を削り、同欄16中「第7条第3号」を「第7条第2号」に改め、「基づき、」の右に「土地の区域及び」を加え、同欄中29を30とし、18から28までを19から29までとし、17の次に次のように加える。

18 都市計画法施行条例第8条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町長及び兵庫県開発審査会に意見を聴くこと。

別表第2 企画県民部の部防災企画課の項防災監専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、同欄1中「(昭和36年法律第223号)」を削り、同欄1を同欄2とし、同欄2の前に次のように加える。

1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定に基づき、指定地方公共機関を指定すること。

別表第2 企画県民部の部防災企画課の項防災監専決事項の欄に次のように加える。

5 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の規定に基づき、地震防災緊急事業5箇年計画を作成すること。

別表第2 企画県民部の部防災計画課の項を削る。

（地方機関処務規程の一部改正）

第2条 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 県民局及び県民センターの部を削り、同表総務室及び総務企画室の部中「総務室及び」を削り、同部総務室の項を削り、総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項及び阪神北県民局の総務企画室の項を次のように改める。

<p>総務企画室 （阪神北県民局の総務企画室を除く。）</p>	<p>1 管内の重要施策の企画、総合調整及び総合的推進を行うこと。 2 管内の重要事業の総合調整及び進行管理を行うこと。 3 地域広報計画を作成すること。 4 地域広聴計画を作成すること。</p>	<p>1 職員等をもって構成する県民局（県民センターを含む。以下同じ。）の管内の連絡会議等を設置すること。 2 年度中途における行政職7級相当職以下の県民局の職員の県民局の内部組織における兼務発令を知事の承認を得</p>
-------------------------------------	--	--

	<p>5 管内の問題解決のために必要な予算措置について意見を述べること。</p> <p>6 1件3,000万円以上5億円未満の契約に係る入札参加者の資格審査、指名又は選定をすること。</p> <p>7 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第3項及び第4項の規定に基づき、市町村地域防災計画の作成又は修正について報告を受け、及び必要な助言又は勧告をすること。</p> <p>8 消防法第11条第6項の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の譲受け又は引渡しを受けた旨の届出を受理すること。</p> <p>9 消防法第12条の6の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の廃止の届出を受理すること。</p> <p>10 消防法第13条第2項の規定に基づき、危険物の保安の監督をする者の選任又は解任の届出を受理すること。</p> <p>11 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第59条の規定に基づき、認定特定事業者に対し、必要な指導及び助言を行うこと。</p>	<p>て行うこと。</p> <p>3 県民局の職員に係る育児休業部分休業に関すること。</p> <p>4 県民局の職員の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。</p> <p>(1) 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体の職務に従事する場合</p> <p>(2) 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体が設置する審議会、委員会、学会、研究会等に出席する場合</p> <p>5 県民局の職員（県民局長を除く。）に外国旅行を命令し、その復命を受理すること。</p> <p>6 臨時又は非常勤の職員を採用し、及び退職させること。</p> <p>7 職員が故意又は重大な過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことを認定し、監査委員に賠償責任の有無等についての決定を求めること。</p> <p>8 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）第3条第1項の規定に基づき、専用公印及び特殊公印を置くことを承認すること。</p> <p>9 公印規程第5条第2項の規定に基づき、公印新調（改刻）届を受理すること。</p> <p>10 消防法第16条の5の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に対し、資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は製造所、貯蔵所又は取扱所に立入検査をさせ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物等を収去させること（同法別表の第3類、第4類及び第6類に区分される危険物で、同表に定める数量の20倍未満のものに限るものとし、立入検査に係る身分を示す証票を交付することを除く。）。</p>
<p>阪神北県民局の総務企画室</p>	<p>1 総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長委任事項の欄1から11までに掲げる事項</p> <p>2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第34条第1項の規定に基づき、中小企業者の経営の向上の状況について調査を</p>	<p>1 総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長専決事項の欄1から10までに掲げる事項</p> <p>2 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の規定に基づき、経営革新計画の承認をすること。</p> <p>3 中小企業新事業活動促進法第10条第1項の規定に基づき、承認経営革新計画</p>

- 行うこと。
- 3 中小企業新事業活動促進法第34条第3項の規定に基づき、経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこと。
- 4 中小企業新事業活動促進法第35条の規定に基づき、経営革新のための事業を行う者に対し、承認経営革新計画の実施状況について報告を求めること。
- 5 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第7項の規定に基づき、特定共済組合が他の事業を行うことを承認すること（主たる事務所を所管区域内に置くものに限り、知事が特に指定するものを除く。6から27までにおいて同じ。）。
- 6 中小企業等協同組合法第9条の2の2第2項の規定に基づき、事業者と事業協同組合又は事業協同小組合との団体協約の締結に関し、あっせん又は調停を行うこと。
- 7 中小企業等協同組合法第9条の2の2第4項の規定に基づき、団体協約の締結に関するあっせん又は調停について、兵庫県中小企業調停審議会に諮問すること。
- 8 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づき、特定共済組合連合会が他の事業を行うことを承認すること。
- 9 中小企業等協同組合法第31条の規定に基づき、協同組合連合会の成立の届出を受理すること。
- 10 中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合（以下「協同組合等」という。）の役員の変更の届出を受理すること。
- 11 中小企業等協同組合法第42条第8項において準用する同法第48条の規定に基づき、協同組合等の役員の変更に係る総会の招集を承認すること。
- 12 中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、協同組合等の臨時総会の招集を承認すること。
- 13 中小企業等協同組合法第58条の7第2項の規定に基づき、共済計理人の意見書の写しを受理すること。
- の変更の承認をすること。
- 4 中小企業新事業活動促進法第10条第2項の規定に基づき、承認経営革新計画の承認を取り消すこと。
- 5 中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項（同法第9条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可をすること。
- 6 中小企業等協同組合法第9条の2の3第2項（同法第9条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可を取り消すこと。
- 7 中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合又は協同組合連合会の共済規程を認可すること。
- 8 中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合又は事業協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止を認可すること。
- 9 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づき、協同組合等の設立を認可すること。
- 10 中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づき、協同組合等の定款の変更を認可すること。
- 11 中小企業等協同組合法第57条の3第3項の規定に基づき、協同組合連合会の事業等の譲渡又は譲受けを認可すること。
- 12 中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づき、組合の余裕金の運用を認可すること。
- 13 中小企業等協同組合法第62条第4項の規定に基づき、責任共済等の事業等を行う協同組合等の解散の決議を認可すること。
- 14 中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、協同組合等の合併を認可すること。

- | | |
|---|---|
| 14 中小企業等協同組合法第58条の7第3項の規定に基づき、共済計理人に対し、説明又は意見を求めること。 | 15 中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づき、協同組合等の解散の登記を嘱託すること。 |
| 15 中小企業等協同組合法第58条の8の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、共済計理人の解任を命ずること。 | 16 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協同組合等に対し、解散を命ずること。 |
| 16 中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づき、協同組合等の解散の届出を受理すること。 | 17 商工会議所法第7条第2項第1号又は第2号の規定に基づき、特定商工業者について商工会議所が定める税額又は資本金額若しくは払込済出資総額の許可をすること。 |
| 17 中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づき、必要な措置を採ること。 | 18 商工会議所法第10条第2項及び第3項の規定に基づき、商工会議所の法定台帳の作成期間を延長し、及びその旨を通知すること。 |
| 18 中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づき、協同組合等の業務又は会計の状況を検査すること。 | 19 商工会議所法第46条第5項の規定に基づき、商工会議所の定款の変更の届出を受理すること。 |
| 19 中小企業等協同組合法第105条の2の規定に基づき、協同組合等の決算関係書類を受理すること。 | 20 商工会議所法第59条第4項の規定に基づき、商工会議所の業務の一部の停止について、日本商工会議所の意見を聴くこと。 |
| 20 中小企業等協同組合法第105条の3第1項又は第2項の規定に基づき、協同組合等から必要な報告を徴すること。 | 21 商工会議所法施行令(昭和28年政令第315号)第7条第2項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、若しくは職員に業務の状況若しくは帳簿書類等を検査させ、又は商工会議所に対して警告を発し、若しくは業務の一部を停止させた結果を経済産業大臣に報告すること。 |
| 21 中小企業等協同組合法第105条の3第3項の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、報告又は資料の提出を求めること。 | 22 中小企業団体組織法第5条の7第2項の規定に基づき、協業組合の事業の転換を認可すること。 |
| 22 中小企業等協同組合法第105条の3第4項の規定に基づき、組合の子法人等又は共済代理店に対し、報告又は資料の提出を求めること。 | 23 中小企業団体組織法第5条の17第1項の規定に基づき、協業組合の設立を認可すること。 |
| 23 中小企業等協同組合法第105条の4第1項の規定に基づき、協同組合等の業務又は会計の状況を検査すること。 | 24 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づき、協業組合の定款の変更を認可すること。 |
| 24 中小企業等協同組合法第105条の4第2項の規定に基づき、共済事業を行う組合の事務所等に立ち入らせ、質問させ、又は検査させること。 | 25 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、協業組合の合併を認可すること。 |
| 25 中小企業等協同組合法第105条の4第4項の規定に基づき、組合の子法人等若しくは共済代理店に立ち入らせ、質問させ、又は検査させること。 | 26 中小企業団体組織法第5条の23第5項において準用する中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づき、協業組合の解散の登記を嘱託すること。 |
| 26 中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づき、協同組合等に必要な措置を採るべき旨を命ずること。 | 27 中小企業団体組織法第5条の23第6 |
| 27 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づき、共済事業を行う組合からの届出を受理すること。 | |
| 28 商工会議所法(昭和28年法律第143号)第57条の規定に基づき、商工会議所の収 | |

- 支決算、事業の状況等の報告を受理すること。
- 29 商工会議所法第58条第1項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、又は職員に業務の状況若しくは帳簿書類等を検査させること。
- 30 商工会議所法第59条第1項の規定に基づき、商工会議所に対して警告を発し、又は業務の一部を停止させること。
- 31 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「中小企業団体組織法」という。）第5条の22の規定に基づき、公正取引委員会の請求を受理すること（主たる事務所を所管区域内に置く協業組合（国の行政庁が所管するものを除く。）に係るものに限る。32から42まで及び県民局長専決事項の欄22から28までにおいて同じ。）。
- 32 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づき、協業組合の役員の変更の届出を受理すること。
- 33 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、協業組合の臨時総会の招集を承認すること。
- 34 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づき、協業組合の解散の届出を受理すること。
- 35 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づき、必要な措置を採ること。
- 36 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づき、協業組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- 37 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2の規定に基づき、協業組合の決算関係書類を受理すること。
- 38 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第1項又は第2項の規定に基づき、協業組合から必要な報告を徴すること。
- 項において準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協業組合に対し、解散を命ずること。
- 28 中小企業団体組織法第95条第4項の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更を認可すること。
- 29 小規模事業者支援法第7条第1項の規定に基づき、商工会等の基盤施設計画の認定をすること。
- 30 小規模事業者支援法第8条第1項の規定に基づき、商工会等の認定基盤施設計画の変更の認定をすること。
- 31 小規模事業者支援法第8条第2項の規定に基づき、商工会等の認定基盤施設計画の認定を取り消すこと。
- 32 工業立地適正化条例第11条の規定に基づき、工場の設置に関して必要な事項について、助言し、又は勧告すること。
- 33 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第1項の規定に基づき、商店街整備計画を認定すること。
- 34 中小小売商業振興法第4条第2項の規定に基づき、店舗集団化計画を認定すること。
- 35 中小小売商業振興法第4条第3項の規定に基づき、共同店舗等整備計画を認定すること。
- 36 中小小売商業振興法第4条第6項の規定に基づき、商店街整備等支援計画を認定すること。
- 37 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第9条第1項又は第2項の規定に基づき、認定計画の変更を認定し、又は認定を取り消すこと。
- 38 商店街振興組合法第36条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。
- 39 商店街振興組合法第62条第2項の規定に基づき、組合の定款の変更を認可すること。
- 40 商店街振興組合法第73条第3項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。
- 41 商店街振興組合法第86条第1項又は第2項の規定に基づき、組合に解散を命ずること。
- 42 生活関連物資等の買占め及び売惜し

- 39 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の4第1項の規定に基づき、協業組合から必要な報告を徴し、又は協業組合の業務若しくは会計の状況を検査すること。
- 40 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づき、協業組合に必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 41 中小企業団体組織法第95条第7項の規定に基づき、事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更の届出を受理すること。
- 42 中小企業団体組織法第100条の14の規定に基づき、事業協同組合、企業組合又は協業組合の株式会社への組織変更の届出を受理すること。
- 43 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）第22条第1項の規定に基づき、商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）の基盤施設事業の実施状況について報告を求めること。
- 44 貸金業法（昭和58年法律第32号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録をし、及びその旨を通知すること。
- 45 貸金業法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 46 貸金業法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、登録事項の変更の届出を受理し、及びその変更登録をすること。
- 47 貸金業法第9条の規定に基づき、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- 48 貸金業法第10条第1項の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- 49 貸金業法第24条の6の2の規定に基づき、貸金業の開始等の届出を受理すること。
- 50 貸金業法第24条の6の3第1項の規定に基づき、貸金業者に対して、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずること。
- 51 貸金業法第24条の6の4第1項の規
- みに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第3条の規定に基づき、特定物資の価格の動向及び需給の状況の調査を行うこと。
- 43 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第2項の規定に基づき、標準価格又は販売価格を表示すべきことを指示すること。
- 44 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第24条の規定に基づき、指定物資の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集を行うこと。
- 45 職業能力開発促進法第24条第1項又は第3項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職業訓練について認定し、又は取り消すこと。
- 46 職業能力開発促進法第24条第2項の規定に基づき、都道府県労働局長の意見を聴くこと。
- 47 職業能力開発促進法第36条の規定に基づき、職業訓練法人の設立を認可すること。
- 48 職業能力開発促進法第39条第1項の規定に基づき、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。
- 49 職業能力開発促進法第39条の2第1項の規定に基づき、職業訓練法人の基本財産の処分を承認すること。
- 50 職業能力開発促進法第40条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の解散を認可すること。
- 51 職業能力開発促進法第41条の規定に基づき、職業訓練法人の設立の認可を取り消すこと。
- 52 職業能力開発促進法第42条第2項又は第3項の規定に基づき、職業訓練法人の残余財産の処分を認可すること。
- 53 職業能力開発促進法施行規則第32条の規定に基づき、職業訓練の認定又は認定の取消しをした旨を都道府県労働局長に通知すること。
- 54 職業能力開発促進法施行規則第35条第1項の規定に基づき、職業能力開発校等の設置を承認すること。
- 55 職業能力開発促進法施行規則第35条の3第2項の規定に基づき、技能照査が的確に行われたものである旨の証明を

- 定に基づき、貸金業者の登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 52 貸金業法第24条の6の4第2項の規定に基づき、貸金業者の役員の解任を命ずること。
- 53 貸金業法第24条の6の5第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消し、及びその旨を通知すること。
- 54 貸金業法第24条の6の6第1項の規定に基づき、所在不明の貸金業者等についてその公告をし、及びその登録を取り消すこと。
- 55 貸金業法第24条の6の7の規定に基づき、貸金業者の登録を抹消すること。
- 56 貸金業法第24条の6の8の規定に基づき、貸金業者の業務の全部若しくは一部の停止、又は貸金業者の登録の取消しをした旨の公告をすること。
- 57 貸金業法第24条の6の9の規定に基づき、貸金業に係る事業報告書を受理すること。
- 58 貸金業法第24条の6の10第1項から第4項まで（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項又は第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸金業者等に対して、業務等に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は営業所等に立ち入らせ、業務等に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。
- 59 貸金業法第24条の6の12第1項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者の貸金業の業務について適切な監督を行うこと。
- 60 貸金業法第24条の6の12第2項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者に対して、社内規則の作成又は変更を命ずること。
- 61 貸金業法第24条の6の12第3項又は第4項の規定に基づき、社内規則の作成等を承認すること。
- 62 貸金業法第44条の3第1項又は第3項の規定に基づき、警察本部長の意見を聴くこと。
- 63 中小企業経営革新支援法の一部を改

行うこと。

- 正する法律（平成17年法律第30号）附則第5条第4項の規定に基づき、認定研究開発等事業計画の実施状況について報告を求めること。
- 64 工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号。以下「工業立地適正化条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場の設置の届出（建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上又は敷地面積が9,000平方メートル以上のものを除く。）を受理すること。
- 65 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第45条の規定に基づき、役員の変更の届出を受理すること。
- 66 商店街振興組合法第59条の規定に基づき、臨時総会の招集を承認すること。
- 67 商店街振興組合法第72条第2項の規定に基づき、組合の解散の届出を受理すること。
- 68 商店街振興組合法第81条第2項の規定に基づき、組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- 69 商店街振興組合法第82条の規定に基づき、組合から事業報告書等を受理すること。
- 70 商店街振興組合法第83条の規定に基づき、組合から必要な報告を徴収すること。
- 71 商店街振興組合法第84条の規定に基づき、組合の業務若しくは会計に関して必要な報告を徴し、又は業務若しくは会計の状況を検査すること。
- 72 商店街振興組合法第85条の規定に基づき、組合に必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- 73 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定に基づき、販売業者（卸売業者を除く。75において同じ。）に対して表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示すること。
- 74 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定に基づき、品質の表示についての措置要求の申出につき必要な調査をし、及び必要な措置をとること。
- 75 家庭用品品質表示法第19条第1項の規定に基づき、販売業者から必要な報告を徴すること。
- 76 計量法（平成4年法律第51号）第10

- 条第2項の規定に基づき、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じている場合に、取引又は証明における計量をする者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 77 計量法第148条第1項の規定に基づき、取引若しくは証明における計量をする者の工場等の事務所等に立ち入り、計量器等の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
- 78 計量法第149条第1項の規定に基づき、計量器の提出を命ずること。
- 79 計量法第151条第1項の規定に基づき、特定計量器の検定証印等を除去すること。
- 80 計量法第153条第1項の規定に基づき、車両等装置用計量器の装置検査証印を除去すること。
- 81 計量法第154条第1項の規定に基づき、立入検査によらず検定証印等を除去すること。
- 82 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第37条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の成立の届出を受理すること。
- 83 職業能力開発促進法第39条第3項の規定に基づき、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の届出を受理すること。
- 84 職業能力開発促進法第39条の2第1項の規定に基づき、職業訓練法人の事業計画等の届出、登記事項変更の届出並びに監事就任及び異動の届出を受理すること。
- 85 職業能力開発促進法第39条の2第2項の規定に基づき、職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査すること。
- 86 職業能力開発促進法第40条第4項の規定に基づき、職業訓練法人の解散の届出を受理すること。
- 87 職業能力開発促進法第41条の6の規定に基づき、職業訓練法人の清算中に就職した清算人の登記の届出を受理すること。
- 88 職業能力開発促進法第42条の3の規定に基づき、職業訓練法人の清算終了の届出を受理すること。
- 89 職業能力開発促進法第98条の規定に基づき、認定職業訓練に関する事項につ

- いて報告を求めること。
- 90 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第33条の規定に基づき、認定職業訓練に関する事項の変更の届出を受理すること。
- 91 職業能力開発促進法施行規則第34条に基づき、認定職業訓練の廃止届を受理すること。
- 92 職業能力開発促進法施行規則第35条の3第1項の規定に基づき、技能照査の届出を受理すること。
- 93 職業能力開発促進法施行規則第36条の規定に基づき、認定職業訓練実施状況報告書を受理すること。
- 94 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第79条の規定に基づき、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせること。
- 95 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第124条及び第132条の規定に基づき、生涯能力開発給付金及び認定訓練派遣等給付金を支給すること。
- 96 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の譲渡若しくは譲受を許可し、又はその許可を取り消すこと（火薬5,000キログラム以下、爆薬5,000キログラム以下、工業雷管50万個以下、電気雷管50万個以下、信号雷管12万個以下、銃用雷管50万個以下、実包及び空包100万個以下、銃用雷管付薬^{きりょう} 200万個以下、導爆線25キロメートル以下、導火線25キロメートル以下、煙火並びにその他の火工品にあつては、その原料となる火薬又は爆薬の薬量が500キログラム以下のものに限る。97から110まで、112から114まで及び116から118までにおいて同じ。）。
- 97 火薬類取締法第25条第1項又は第3項の規定に基づき、火薬類の消費を許可し、又は許可を取り消すこと。
- 98 火薬類取締法第29条第4項又は第5項の規定に基づき、多量の火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定し、又は同条第5項において

- 準用する同条第1項の規定に基づき、認可すること。
- 99 火薬類取締法第30条第3項の規定に基づき、取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 100 火薬類取締法第33条第2項の規定に基づき、保安責任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 101 火薬類取締法第36条第1項の規定に基づき、安定度試験の実施結果の報告を受理すること。
- 102 火薬類取締法第36条第2項の規定に基づき、火薬類の所有者に対し、安定度試験の実施を命ずること。
- 103 火薬類取締法第42条の規定に基づき、製造業者等に対し、事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関して報告をさせること（火薬庫外の貯蔵所に限る。）。
- 104 火薬類取締法第43条第1項の規定に基づき、火薬類の消費者又は火薬類を保管する者の販売所（火薬庫外の貯蔵所に限る。）、消費場所又は保管場所に立入検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせ、又は試験のため火薬類を収去させること。
- 105 火薬類取締法第45条の規定に基づき、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要な緊急措置を講ずること。
- 106 火薬類取締法第46条第2項の規定に基づき、所有者等に対し、災害発生日時等の報告をさせること。
- 107 火薬類取締法第47条の規定に基づき、火薬類による爆発その他災害が発生した場合に指示をすること。
- 108 火薬類取締法第52条第1項の規定に基づき、兵庫県公安委員会の意見を聴くこと。
- 109 火薬類取締法第52条第2項の規定に基づき、兵庫県公安委員会又は海上保安庁長官に通報すること。
- 110 火薬類取締法第52条第5項の規定に基づき、警察官からの通報を受理すること。
- 111 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条第1項の規定に基づき、火薬庫外の貯蔵所を指示する

- こと。
- 112 火薬類取締法施行規則第67条の7第3項の規定に基づき、保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者の指定を取り消すこと。
- 113 火薬類取締法施行規則第67条の7第4項の規定に基づき、保安教育計画を定めるべき者として指定された者からの指定の取消しの申請を受理すること。
- 114 火薬類取締法施行規則第81条の14の表11の項の規定に基づき消費の許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出を受理し、同表12の項の規定に基づき消費した火薬類の種類及び数量等の報告を受理し、及び同表15の項の規定に基づき相続等の届出を受理すること。
- 115 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第35号）第10条第1項の規定に基づき、火薬庫外の貯蔵所を検査すること。
- 116 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第18条の規定に基づき、火薬類取扱所設置の届出を受理すること。
- 117 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第18条の2の規定に基づき、火工所設置の届出を受理すること。
- 118 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第19条の規定に基づき、坑道式発破の届出を受理すること。
- 119 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項の規定に基づき、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供することを許可すること。
- 120 工業用水法第7条第1項の規定に基づき、井戸のストレーナーの位置等の変更を許可すること。
- 121 工業用水法第8条第1項の規定に基づき、許可に条件を付すこと。
- 122 工業用水法第9条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。
- 123 工業用水法第10条第3項の規定に基づき、使用者の地位の承継の届出を受理すること。
- 124 工業用水法第11条の規定に基づき、許可井戸の廃止等の届出を受理すること。
- 125 工業用水法第13条の規定に基づき、

- 許可を取り消し、又は地下水の採取等の停止を命ずること。
- 126 工業用水法第14条の規定に基づき、許可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずること。
- 127 工業用水法第22条第1項及び第2項の規定に基づき、職員を他人の土地に立ち入らせ、及びその旨を土地の占有者に通知すること。
- 128 工業用水法第24条の規定に基づき、許可井戸の構造及び使用の状況に関し報告をさせること。
- 129 工業用水法第25条第1項の規定に基づき、許可井戸の設置の場所等への立入検査をさせること。
- 130 工業用水法第26条第1項の規定に基づき、聴聞を行うこと。
- 131 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定に基づき、特定工場の新設の届出を受理すること（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定により市町の条例で緑地面積率等に係る準則が定められた同意企業立地重点促進区域に係るものを除く。132から138までにおいて同じ。）。
- 132 工場立地法第7条第1項又は第8条第1項の規定に基づき、特定工場に係る変更の届出を受理すること。
- 133 工場立地法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、特定工場の設置の場所等に関し必要な勧告をすること。
- 134 工場立地法第10条第1項の規定に基づき、勧告に係る事項の変更を命ずること。
- 135 工場立地法第11条第2項の規定に基づき、期間を短縮すること。
- 136 工場立地法第12条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。
- 137 工場立地法第13条第3項の規定に基づき、地位の承継の届出を受理すること。
- 138 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定に基づき、特定工場に係る変更の届出を受理すること。

	<p>139 観光振興施策の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>140 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第12条第2項の規定に基づき、登録ホテルの施設の改善等を講ずべきことを指示すること。</p> <p>141 国際観光ホテル整備法第13条第2項の規定に基づき、登録ホテルの施設の管理の方法の改善等を講ずべきことを指示すること。</p> <p>142 国際観光ホテル整備法第44条第1項の規定に基づき、登録ホテル事業を営む者に対し、その事業に関し報告させること。</p> <p>143 国際観光ホテル整備法第44条第3項の規定に基づき、国際観光ホテル及び旅館の立入検査を行うこと。</p>
--	---

別表第1 総務室及び総務企画室の部職員公舎の管理に関する事務をつかさどる県民局の総務室及び総務企画室の項中「総務室及び」を削り、同表県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄1から3までを次のように改める。

- 1 総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長委任事項の欄1から11までに掲げる事項
- 2 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄2から27まで、31から42まで、44から75まで、82から118まで及び139から143までに掲げる事項
- 3 削除

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄1及び2を次のように改める。

- 1 総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長専決事項の欄1から10までに掲げる事項
- 2 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長専決事項の欄2から16まで、22から28まで、32から41まで及び44から55までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄1を次のように改める。

- 1 総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長委任事項の欄1から11までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄2中「1から9まで」を「4から9まで」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

- 2 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄2から130まで及び139から143までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄1及び2を次のように改める。

- 1 総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長専決事項の欄1から10までに掲げる事項
- 2 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長専決事項の欄2から55までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部東播磨県民局の地域振興室及び西播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄1及び2を次のように改める。

- 1 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄2から118まで及び131から143ま

でに掲げる事項

2 削除

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部東播磨県民局の地域振興室及び西播磨県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄1を次のように改める。

1 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長専決事項の欄2から55までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部北播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄2を同欄3とし、同欄1中「3から30まで」を「4から30まで」に改め、同欄1を同欄2とし、同欄2の前に次のように加える。

1 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄2から143までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部北播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

4 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第4条第1項及び第2項の規定に基づき、振興計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

5 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第5条第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る振興計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

6 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第7条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、共同振興計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

7 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第8条第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る共同振興計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

8 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第9条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、活性化計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

9 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第10条第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る活性化計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

10 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第11条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、連携活性化計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

11 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第12条第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る連携活性化計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

12 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第13条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、支援計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

13 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第14条第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る支援計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部北播磨県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長専決事項の欄2から55までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部北播磨県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄に次のように加える。

4 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第22条第1項から第3項までの規定に基づき、事業の実施状況について報告を求めること。

5 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行令(昭和49年政令第177号)第5条第2項及び第3項の規定により都道府県知事に適用があるものとされる伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項並びに第5条第1項及び第3項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこと。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部中播磨県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄1から3までを次のように改める。

1 総務企画室の部総務企画室(阪神北県民局の総務企画室を除く。)の項県民局長委任事項の欄1から11までに掲げる事項

2 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄2から118まで及び131から143までに掲げる事項

3 削除

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部中播磨県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄1及び2を次のように改める。

- 1 総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長専決事項の欄 1 から10までに掲げる事項
- 2 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長専決事項の欄 2 から55までに掲げる事項
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部但馬県民局の地域政策室の項県民局長委任事項の欄 1 を次のように改める。
 - 1 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄 2 から118まで及び131から143までに掲げる事項
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部但馬県民局の地域政策室の項県民局長委任事項の欄 2 を削り、同欄 3 を同欄 2 とし、同欄 4 を同欄 3 とし、同欄に次のように加える。
 - 4 北播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄 4 から13までに掲げる事項
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部但馬県民局の地域政策室の項県民局長専決事項の欄 1 を次のように改める。
 - 1 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長専決事項の欄 2 から55までに掲げる事項
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部但馬県民局の地域政策室の項県民局長専決事項の欄に次のように加える。
 - 4 北播磨県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄 4 及び 5 に掲げる事項
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部丹波県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄 1 及び 2 を次のように改める。
- 1 総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長委任事項の欄 1 から11までに掲げる事項
- 2 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄 2 から118まで及び139から143までに掲げる事項
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部丹波県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄 3 を削り、同欄 4 を同欄 3 とし、同欄 5 を同欄 4 とし、同欄に次のように加える。
- 5 北播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄 4 から13までに掲げる事項
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部丹波県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄 1 及び 2 を次のように改める。
 - 1 総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長専決事項の欄 1 から10までに掲げる事項
 - 2 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長専決事項の欄 2 から55までに掲げる事項
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部丹波県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄に次のように加える。
 - 5 北播磨県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄 4 及び 5 に掲げる事項
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部淡路県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄 1 及び 2 を次のように改める。
- 1 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄 2 から118まで及び139から143までに掲げる事項
- 2 削除
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部淡路県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄 1 を次のように改める。
 - 1 総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長専決事項の欄 2 から55までに掲げる事項
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部職員公舎の管理に関する事務をつかさどる県民局及び県民センターの県民交流室、地域振興室及び地域政策室の項県民局長委任事項の欄を次のように改める。
 - 1 総務企画室の部職員公舎の管理に関する事務をつかさどる県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄に掲げる事務
別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄 2 から62までを次のように改める。
2 から62まで 削除
別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄66の次に次のように加える。

66の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の9第1項の規定に基づき、医療費支給認定の申請書を受理すること。

66の3 児童福祉法施行規則第7条の9第3項の規定に基づき、申請事項の変更の届出を受理すること。

66の4 児童福祉法施行規則第7条の23第2項の規定に基づき、医療受給者証の再交付に関する申請書を受理すること。

66の5 児童福祉法施行規則第7条の27第1項の規定に基づき、支給認定の変更の申請書を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄100中「及び病院」を「、病院」に改め、「開設するもの」の右に「及び他の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するもの」を加え、同欄210の37の12の次に次のように加える。

210の37の13 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第12条第1項の規定に基づき、支給認定の申請書を受理すること。

210の37の14 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定に基づき、申請事項の変更の届出を受理すること。

210の37の15 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第27条第1項の規定に基づき、医療受給者証の再交付の申請書を受理すること。

210の37の16 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第33条第1項の規定に基づき、支給認定の変更の申請書を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄237の7の次に次のように加える。

237の7の2 食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第1項又は第3項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

237の7の3 食品表示法第6条第5項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

237の7の4 食品表示法第6条第8項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。

237の7の5 食品表示法第7条の規定に基づき、指示又は命令を行った旨の公表をすること。

237の7の6 食品表示法第8条第1項の規定に基づき、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査、質問若しくは取去をさせること。

237の7の7 食品表示法第12条第1項又は第2項の規定に基づき、不適正な表示に関する申出の受付をすること（食品衛生及び保健に関するものに限る。）。)

237の7の8 食品表示法第12条第3項の規定に基づき、必要な調査を行い、適当な措置をとること（食品衛生及び保健に関するものに限る。）。)

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄278の2中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「昭和35年法律第145号」の右に「。以下「医薬品、医療機器等法」という。」を加え、同欄278の3から280までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄280の2中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に、「、第39条の2第2項ただし書又は第40条の6第2項ただし書」を「又は第39条の2第2項ただし書」に改め、同欄281から283までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄283の2から283の4までを削り、同欄284中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄285中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、「販売業者等」の右に「（再生医療等製品の販売業者を除く。）」を加え、同欄285の次に次のように加える。

285の2 医薬品、医療機器等法第69条第3項の規定に基づき、薬局開設者に対して必要な報告をさせ、又は薬局に立入検査をさせ、関係者に対して質問をさせること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄286中「薬事法第69条第3項」を「医薬品、医療機器等法第69条第4項」に、「若しくは医療機器」を「、医療機器若しくは再生医療等製品」に、「又は製造業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）」を「、製造業（薬局製造販売医薬品製造業を除く。）、再生医療等製品の販売業又は医療機器の修理業」に改め、同欄287中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、「医薬品等」の右に「（再生医療等製品を除く。288において同じ。）」を加え、同欄288から289までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄289の2中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、「薬局開設者等」の右に「（再生医療等製品の販売業者を除く。）」を加え、同欄290中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄290の2中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に、

「貸貸業者」を「貸与業者」に改め、同欄290の2を同欄290の3とし、同欄290の次に次のように加える。
290の2 医薬品、医療機器等法第72条の3の規定に基づき、薬局開設者に対し、薬局に関する情報の報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄291から292の6までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄292の7中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に、「貸貸業」を「貸与業」に改め、同欄292の8中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「昭和36年政令第11号」の右に「。以下「医薬品、医療機器等法施行令」という。」を加え、同欄293中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等法施行令」に改め、同欄293の2及び293の5中「、薬事法」を「、医薬品、医療機器等法」に改め、同項県民局長専決事項の欄2中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄3及び4中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等法施行令」に改め、同欄16中「(昭和48年法律第121号)」を削り、同欄17中「(昭和48年法律第48号)」を削り、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄71の5中「第115条の32第2項第1号」の右に「及び第2号」を加え、同欄72の次に次のように加える。

72の2 介護保険法第197条第3項の規定に基づき、市町に対し、同法第5章の規定により行う事務に関し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄109中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改め、同欄117中「(昭和23年厚生省令第11号)」を削り、同欄120中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同欄120の次に次のように加える。

120の2 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の6の規定に基づき、父子福祉資金の貸付け(母子・父子福祉団体への貸付けに係るものを除く。)を決定し、又はその継続を決定すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄121中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「において準用する同法第13条第1項及び第3項」を削り、「貸付け」の右に「(母子・父子福祉団体への貸付けに係るものを除く。)」を加え、同欄122中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「(同令第37条第2項において準用する場合を含む。)」及び「及び寡婦福祉資金」を削り、同欄122の次に次のように加える。

122の2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第31条の6第5項の規定に基づき、父子福祉資金の据置期間の延長を決定すること。

122の3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第37条第5項の規定に基づき、寡婦福祉資金の据置期間の延長を決定すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄123中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「同令」の右に「第31条の7及び」を、「母子福祉資金」の右に「、父子福祉資金」を加え、同欄124及び125中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「同令」の右に「第31条の7及び」を、「母子福祉資金」の右に「、父子福祉資金」を加え、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同欄134の3の次に次のように加える。

134の4 生活保護法第55条の6第1項の規定に基づき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄143中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同欄199中「第115条の32第2項第1号」の右に「及び第2号」を加え、同部豊岡健康福祉事務所の項を削り、同表農林振興事務所及び農林水産振興

事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄17を次のように改める。

17 削除

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄18中「農林物資規格法」を「農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「農林物資規格法」という。）」に改め、同欄19中「報告」の右に「若しくは物件の提出」を、「立入検査」の右に「若しくは質問」を加え、同欄中19の2を19の2の6とし、19の次に次のように加える。

19の2 食品表示法第6条第1項の規定に基づき、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

19の2の2 食品表示法第7条の規定に基づき、指示を行う旨の公表をすること。

19の2の3 食品表示法第8条第1項又は第2項の規定に基づき、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問をすること。

19の2の4 食品表示法第12条第1項の規定に基づき、不適正な表示に関する申出の受付をすること（食品衛生及び保健に関するものを除く。）。

19の2の5 食品表示法第12条第3項の規定に基づき、必要な調査を行い、適当な措置をとること（食品衛生及び保健に関するものを除く。）。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄25及び26を次のように改める。

25及び26 削除

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄66の次に次のように加える。

66の2 森林組合法第83条第5項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、森林組合又は生産森林組合の解散の届出を受理すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄70の次に次のように加える。

70の2 森林組合に関する手続を定める規則（昭和54年兵庫県規則第9号）第11条の規定に基づき、登記の完了の届出を受理すること。

70の3 森林組合に関する手続を定める規則第12条第1項の規定に基づき、総会又は総代会の終了の届出を受理すること。

70の4 森林組合に関する手続を定める規則第12条第2項の規定に基づき、森林組合の代表理事又は常勤の理事の就任の届出を受理すること。

70の5 森林組合に関する手続を定める規則第12条第3項の規定に基づき、森林組合の破産手続開始の申立ての届出を受理すること。

70の6 森林組合に関する手続を定める規則第12条第4項の規定に基づき、森林組合の破産手続開始の決定の届出を受理すること。

70の7 森林組合に関する手続を定める規則第12条第5項の規定に基づき、森林組合の解散事由発生届出を受理すること。

70の8 森林組合に関する手続を定める規則第12条の2第1項の規定に基づき、森林組合の役員改選等の請求の届出を受理すること。

70の9 森林組合に関する手続を定める規則第12条の2第2項の規定に基づき、役員改選等の請求に対して講じた措置を記載した書面を受理すること。

70の10 森林組合に関する手続を定める規則第12条の3の規定に基づき、訴えの提起の報告を受理すること。

70の11 森林組合に関する手続を定める規則第12条の4の規定に基づき、森林組合の監査結果の報告書を受理すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄82の2から82の6までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同欄82の7中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第13項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第13項」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同欄82の8から82の17までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同欄150を次のように改める。

150 ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第10条第5項の規定に基づき、工事の着手又は完了の届出を受理すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄150の次に次のように加える。

150の2 ため池の保全等に関する条例第12条第1項又は第2項の規定に基づき、ため池の管理者又はその変更の届出を受理すること。

150の3 ため池の保全等に関する条例第13条第1項又は第2項の規定に基づき、ため池附属施設の設置等又は設置に係る工事の完了の届出を受理すること。

150の4 ため池の保全等に関する条例第14条の規定に基づき、ため池の廃止の届出を受理すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄151中「ため池の保全に関する条例第9条第1項」を「ため池の保全等に関する条例第17条第1項」に改め、「管理」の右に「の状況」を加え、「徴し」を「求め」に、「工作物の位置構造等」を「施設の位置若しくは構造」に改め、同欄152中「ため池の保全に関する条例第10条」を「ため池の保全等に関する条例第18条第1項」に、「命ずる」を「とるべきことを勧告する」に改め、同欄153及び154を次のように改める。

153 ため池の保全等に関する条例第18条第2項の規定に基づき、ため池の管理者に対して勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

154 ため池の保全等に関する条例第18条第3項の規定に基づき、ため池の管理者から勧告又は命令に係る措置の届出を受理すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄34及び35を次のように改める。

34 農業近代化資金に係る利子補給を承認すること。

35 美しい村づくり資金に係る利子補給を承認すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄35の次に次のように加える。

35の2 農業経営負担軽減支援資金に係る利子補給を承認すること。

35の3 市民農園資金に係る利子補給を承認すること。

35の4 環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金に係る利子補給を承認すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄81中「第22条第1項ただし書、第23条、第46条、47条及び第58条」を削り、「権限」の右に「（同条各号に掲げる裁判に関するものを除く。）」を加え、同欄84の次に次のように加える。

84の2 森林組合法第100条第3項において準用する同法第79条の規定に基づき、生産森林組合の設立を認可すること。

84の3 森林組合法第100条第4項において準用する同法第83条第3項において準用する同法第79条の規定に基づき、生産森林組合の解散を認可すること。

84の4 森林組合法第100条第4項において準用する同法第84条第3項において準用する同法第79条の規定に基づき、生産森林組合の合併を認可すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄91の2から91の21までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同欄124の次に次のように加える。

124の2 ため池の保全等に関する条例第8条第5項の規定に基づき、ため池の管理者に対して技術的援助その他の必要な協力をする。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄125中「ため池の保全に関する条例第6条」を「ため池の保全等に関する条例第10条第1項」に改め、同欄126中「ため池の保全に関する条例第7条」を「ため池の保全等に関する条例第11条」に、「第6条」を「第10条」に、「を取り消し、又は工事の停止若しくは中止」を「の取消し又は工事の停止」に改め、同欄126の次に次のように加える。

126の2 ため池の保全等に関する条例第16条第2項の規定に基づき、物件の撤去その他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄127を次のように改める。

127 ため池の保全等に関する条例第16条第3項の規定に基づき、同条第2項の規定による命令に係る措置を講じた者の届出を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部中「土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所」を「土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所」に改め、同部土木事務所の項県民局長委任事項の欄中30の2を30の3とし、30の次に次のように加える。

30の2 道路法第19条の2第1項の規定に基づき、共用管理施設の管理について他の道路管理者と協議を行うこと。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄34中「調整する」を「調製する」に改め、同欄34の次に次のように加える。

34の2 道路法第31条第1項の規定に基づき、鉄道事業者等と道路と鉄道との交差の方式、構造、工事の施行方法及び費用負担について協議すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄39の次に次のように加える。

39の2 道路法第39条の2第1項の規定に基づき、入札対象施設等の入札占用指針を定めること。

39の3 道路法第39条の3第1項の規定に基づき、入札占用計画を受理すること。

39の4 道路法第39条の4の規定に基づき、占用入札を実施すること。

39の5 道路法第39条の5第1項及び第2項の規定に基づき、入札占用計画の認定及び公示をすること。

39の6 道路法第39条の6の規定に基づき、入札占用計画の変更の認定等を行うこと。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄中54の2を54の4とし、54の次に次のように加える。

54の2 道路法第54条第1項の規定に基づき、府県等の境界地の道路について、分担すべき金額及び分担の方法を定めること。

54の3 道路法第54条の2第1項の規定に基づき、共用管理施設について、分担すべき金額及び分担の方法を定めること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄57の次に次のように加える。

57の2 道路法第67条の2の規定に基づき、長時間放置された車両の移動等を行うこと。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄59の次に次のように加える。

59の2 道路法第72条の2第1項の規定に基づき、限度超過車両の所有者等に報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄65の次に次のように加える。

65の2 災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、道路の区間を指定して、車両等の占有者等に対し、必要な措置をとることを命ずること。

65の3 災害対策基本法第76条の6第3項の規定に基づき、緊急車両の通行を確保するため、必要な措置をとること。

65の4 災害対策基本法第76条の6第4項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は障害物を処分すること。

65の5 災害対策基本法第76条の7の規定に基づき、指定都市の市道以外の市町道に関し、当該市町道の管理者に対し、指定若しくは命令をし、又は措置をとるべきことを指示すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄180の次に次のように加える。

180の2 港湾法第56条の2の21第1項の規定に基づき、特定技術基準対象施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

180の3 港湾法第56条の2の21第2項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄182を次のように改める。

182 港湾法第56条の5第3項の規定に基づき、必要な報告を徴し、又は立入検査をさせること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄212の次に次のように加える。

212の2 海岸法第12条第3項の規定に基づき、沈没し、又は乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、必要な措置を命ずること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄中213の2を213の4とし、213の次に次のように加える。

213の2 海岸法第14条の2第1項の規定に基づき、操作施設の操作規則を定めること。

213の3 海岸法第14条の3第1項の規定に基づき、他の管理者が定める操作規程を承認すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄中215の2を215の11とし、215の次に次のように加える。

215の2 海岸法第21条の2第1項の規定に基づき、他の管理者に対し、操作規程を定め、又は変更することを勧告すること。

215の3 海岸法第21条の2第2項の規定に基づき、他の管理者に対し、操作規程の遵守のため必要な措置をとることを勧告すること。

215の4 海岸法第21条の2第3項の規定に基づき、操作規程の承認を受けた他の管理者に対し、当該操作規程を変更することを勧告すること。

215の5 海岸法第21条の3第1項又は第2項の規定に基づき、他の管理者に対し、操作施設の開口部の閉塞その他操作施設を含む海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずること。

215の6 海岸法第23条第1項の規定に基づき、必要な土地等を使用し、若しくは収容し、車両等を使用し、又は工作物その他の障害物を処分すること。

215の7 海岸法第23条第2項の規定に基づき、付近の居住者等を緊急措置に従事させること。

215の8 海岸法第23条の3第1項の規定に基づき、海岸の維持等の業務を適正に行うことができると認められる法人等を海岸協力団体として指定すること。

215の9 海岸法第23条の5第1項から第3項までの規定に基づき、海岸協力団体に対し、報告を求め、若しくは必要な措置を命じ、又は海岸協力団体の指定を取り消すこと。

215の10 海岸法第23条の7の規定に基づき、海岸協力団体が業務として行う行為について海岸保全区域の占用等の協議に応ずること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄269の6中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同欄269の7中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同欄269の8中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同欄269の9中「第14条（同法第16条第4項）」を「第15条（土砂災害防止法第17条第4項）」に改め、同欄269の10中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同欄269の11中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改め、同欄269の12中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同欄269の13中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同欄269の14中「第17条第3項」を「第18条第3項」に改め、同欄269の15中「第19条」を「第20条」に改め、同欄269の16中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄269の17中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同欄269の18中「第20条第3項」を「第21条第3項」に改め、同欄269の19中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同欄269の20中「第22条」を「第23条」に改め、同欄269の21中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同欄269の21の2中「第26条第1項」を「第28条第1項」に改め、同欄269の21の3中「第28条第1項」を「第30条第1項」に改め、同欄269の21の4中「第29条第1項」を「第31条第1項」に改め、同欄269の21の5を同欄269の21の6とし、同欄269の21の4の次に次のように加える。
269の21の5 土砂災害防止法第32条の規定に基づき、避難のための立退きの勧告又は指示を解除しようとする場合において、市町長に対して必要な助言をすること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄436中「承認する」を「認定する」に改め、同欄436の次に次のように加える。

436の2 建築基準法第7条の6第3項の規定に基づき、仮使用の認定をした旨の報告を受理すること。

436の3 建築基準法第7条の6第4項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準に適合しない旨を通知すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄444の4中「第12条第6項」を「第12条第7項」に改め、同欄444の4を同欄444の5とし、同欄444の3の次に次のように加える。

444の4 建築基準法第12条第6項の規定に基づき、建築物の所有者等に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄446中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号」に、「承認する」を「認定する」に改め、同欄447中「第18条第23項」を「第18条第25項」に改め、同欄487の次に次のように加える。

487の2 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づき、建築物の他の敷地への移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認めること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄536から553までを次のように改める。

536から553まで 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄565から567までの規定中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同欄568中「取引主任者又は取引主任資格者」を「宅地建物取引士又は宅地建物取引士資格者」に改め、同欄571中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同項県民局長専決事項の欄14中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄15中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同欄16中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同欄17中「第8条第3項」を「第9条第3項」に改め、同欄41から47までを次のように改める。
41から47まで 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長専決事項の欄49から51までの規定中「取引主任者資格者」を「宅地建物取引士資格者」に改め、同欄53中「取引主任者又は取引主任資格者」を「宅地建物取引士又は宅地建物取引士資格者」に改め、同部但馬空港管理事務所の項を削る。

別表第2 兵庫陶芸美術館長の項の次に次のように加える。

県立男女共同参画センター所長	1 兵庫県立男女共同参画センター管理規則（平成4年兵庫県規則第73号）第5条の規定に基づき、入館を拒否し、又は退館を命ずること。
----------------	--

別表第2 県立健康生活科学研究所長の項専決事項の欄6を削り、同欄5中「不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第7条」を「景品表示法第6条」に、「とりやめ」を「差止め」に、「再発防止のために適当な」を「その行為が再び行われることを防止するために必要な」に、「指示する」を「命ずる」に改め、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第2項の規定に基づき、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

別表第2 県立健康生活科学研究所長の項専決事項の欄7中「第9条第2項」を「第9条第1項」に改め、「報告をさせ」の右に「、若しくは物件の提出を命じ」を加え、「検査させる」を「検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同表男女共同参画センター所長の項を削り、同表動物愛護センター所長の項委任事項の欄1を削り、同欄1の2中「動物の愛護及び管理に関する法律」の右に「（昭和48年法律第105号）」を加え、同欄中1の2を1とし、1の3から1の8までを1の2から1の7までとし、1の8の2を1の8とし、1の8の3を1の8の2とし、1の13の次に次のように加える。

1の14 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第1項の規定に基づき、周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告すること。

1の15 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に係る措置をとらなかった者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

1の16 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定に基づき、動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、当該事態を改善させるために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

別表第2 動物愛護センター所長の項委任事項の欄2の次に次のように加える。

2の2 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき、負傷動物等を收容すること。

2の3 動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第15条第1項の規定に基づき、飼い犬が人の生命又は身体に害を加えたときの届出を受理すること。

別表第2動物愛護センター所長の項委任事項の欄4の2の次に次のように加える。

4の3 動物の愛護及び管理に関する条例第27条第1項の規定に基づき、飼い犬を收容すること。

4の4 動物の愛護及び管理に関する条例第27条第2項の規定に基づく立入りに係る身分を示す証明書を交付すること。

4の5 動物の愛護及び管理に関する条例第28条第2項の規定に基づき、收容した負傷動物等を処分すること。

別表第2動物愛護センター所長の項委任事項の欄6の次に次のように加える。

6の2 動物の愛護及び管理に関する条例第31条第1項の規定に基づき、野犬を掃とうすること。

6の3 動物の愛護及び管理に関する条例第34条第1項の規定に基づき、飼い犬の所有者等に対し、人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第2動物愛護センター所長の項委任事項の欄に次のように加える。

14 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第3条第2項の規定に基づく狂犬病予防員の身分を示す証票を交付すること。

15 狂犬病予防法第6条第5項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、期間及び区域を指定すること。

16 狂犬病予防法第14条第1項の規定に基づき、犬等の死体の解剖等を許可すること。

17 狂犬病予防法第16条の規定に基づき、交通を遮断し、又は制限すること。

18 狂犬病予防法第17条の規定に基づき、犬の集合施設の禁止を命ずること。

19 狂犬病予防法第18条第1項の規定に基づき、けい留されていない犬の抑留を命ずること。

20 狂犬病予防法第18条の2第1項の規定に基づき、けい留されていない犬を薬殺すること。

21 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第7条第4項の規定に基づき、毒えさの置かれた場所を巡視させ、又は毒えさの回収をさせること。

別表第2家畜保健衛生所長の項委任事項の欄10及び同項専決事項の欄3から5までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄6から10までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄11中「薬事法」を「医薬品、医療機器等法」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同欄12中「配置販売業又は特例販売業」を「特例店舗販売業」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中決裁規程別表第1農政環境部の部自然環境課の項局長専決事項の欄45から66までの改正規定並びに第2条中地方機関処務規程別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄82の2から82の17まで及び同項県民局長専決事項の欄91の2から91の21までの改正規定 平成27年5月29日

(2) 第1条中決裁規程別表第1県土整備部の部建築指導課の項局長専決事項の欄4の改正規定並びに第2条中地方機関処務規程別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄436の改正規定、同欄436の次に次のように加える改正規定、同欄中444の4の改正規定、同欄444の4を同欄444の5とし、同欄444の3の次に次のように加える改正規定、同欄446及び447の改正規定並びに同欄487の次に次のように加える改正規定 平成27年6月1日

(3) 第1条中決裁規程別表第1企画県民部の部地域安全課の項局長専決事項の欄中3を5とし、2を4とし、1を3とし、3の前に次のように加える改正規定 平成27年10月1日



兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策部長」を「政策創生部長」に改め、同条中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「並びに北播磨県民局企画課及びビジョン課に属する職員」を削り、同号を同条第9号とし、同条第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「政策調整局長」を「女性生活局長」に改め、「ビジョン局長」の右に「、地域創生局長」を、「科学情報局長」の右に「、政策調整局長」を加え、「政策調整課長、エネルギー対策課長、文書課長」を「男女家庭課長、消費生活課長」に改め、「、地域振興課長」を削り、「統計課長」の右に「、地域創生課長、地域振興課長、特区推進課長」を加え、「、消費生活課長」を削り、「情報企画課長」の右に「、政策調整課長、広域調整課長、水エネルギー課長、文書課長」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 副防災監 防災監

(法制審議会規程の一部改正)

第2条 法制審議会規程（昭和38年兵庫県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「政策部長」を「企画県民部長」に改める。

別表産業労働部政策労働局産業政策課長の項中「産業労働部政策労働局産業政策課総務調整班長」を「産業労働部政策労働局産業政策課政策班長」に改める。

(労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第3条 労働委員会事務局処務規程（昭和38年兵庫県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「あつても」を「あつても」に改める。

第4条第1項中「総務調整課長」を「次長」に改め、同条第2項中「総務調整課長」を「次長」に、「審査課の所掌事務については、審査課長」を「その事項に係る事務を所掌する課長」に改める。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第4条 入札参加者審査会規程（昭和41年兵庫県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1北播磨県民局部会の項中「北播磨県民局総務室」を「北播磨県民局総務企画室」に改める。

別表第2北播磨県民局部会の項中「北播磨県民局総務室長」を「北播磨県民局総務企画室長」に改め、同表丹波県民局部会の項中「丹波県民局県民交流室長」を「丹波県民局副局長」に改める。

別表第3病院部会の款尼崎病院分科会の項を次のように改める。

尼崎総合医療センター分科会	尼崎総合医療センター
---------------	------------

別表第3病院部会の款塚口病院分科会の項を削り、同表神戸県民センター部会の款農林水産分科会の項中「神戸県民センター県民交流室」を「神戸県民センター神戸農林振興事務所」に改め、同款土木分科会の項中「神戸県民センター県民交流室」を「神戸県民センター神戸土木事務所」に改め、同表阪神南県民センター部会の款中「阪神南県民センター県民交流室」を「阪神南県民センター西宮土木事務所」に改め、同表阪神北県民局部会の款農林水産分科会の項中「阪神北県民局総務企画室」を「阪神北県民局阪神農林振興事務所」に改め、同款土木分科会の項中「阪神北県民局総務企画室」を「阪神北県民局宝塚土木事務所」に改め、同表東播磨県民局部会の款農林水産分科会の項中「東播磨県民局総務企画室」を「東播磨県民局加古川農林水産振興事務所」に改め、同款土木分科会の項中「東播磨県民局総務企画室」を「東播磨県民局加古川土木事務所」に改め、同表北播磨県民局部会の款農林水産分科会の項中「北播磨県民局総務室」を「北播磨県民局加東農林振興事務所」に改め、同款土木分科会の項中「北播磨県民局総務室」を「北播磨県民局加東土木事務所」に改め、同表中播磨県民センター部会の款農林水産分科会の項中「中播磨県民センター県民交流室」を「中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所」に改め、同款土木分科会の項中「中播磨県民センター県民交流室」を「中播磨県民センター姫路土木事務所」に改め、同表西播磨県民局部会の款農林水産分科会の項中「西播磨県民局総務企画室」を「西播磨県民局光都農林振興事務所」に改め、同款土木分科会の項中「西播磨県民局総務企画室」を「西播磨県民局光都土木事務所」に改め、同表但馬県民局部会の款農林水産分科会の項中「但馬県民局総務企画室」を「但馬県民局豊岡農林水産振興事務所」に改め、同款土木分科会の項中「但馬県民局総務企画室」を「但馬県民局豊岡土木事務所」に改め、同表丹波県民局部会の款農林水産分科会の項中「丹波県民局県民交流室」を「丹波県民局丹波農林振興事務所」に改め、同款土木分科会の項中「丹波県民局県民交流室」を「丹波県民局丹波土木事務所」に改め、同表淡路県民局部会の款農林水産分科会の項中「淡路県民局総務企画室」を「淡路県民局洲本農林水産振興事務所」に改め、同款土木分科会の項中「淡路県民局総務企画室」を「淡路県民局洲本土木事務所」に改める。

(執務環境規程の一部改正)

第5条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5条第1項中「企画県民部文書課長、企画県民部情報企画課システム管理室長」を「企画県民部情報企画課システム管理室長、企画県民部文書課長」に改める。

(職員提案規程の一部改正)

第6条 職員提案規程(昭和49年兵庫県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「政策部長」を「政策創生部長」に改める。

(情報管理規程の一部改正)

第7条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「政策調整局長」を「女性生活局長」に改め、「ビジョン局長」の右に「、地域創生局長」を、「科学情報局長」の右に「、政策調整局長」を加える。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第8条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中

「企画県民部芸術文化課長」

を

「企画県民部芸術文化課長

企画県民部男女家庭課長

企画県民部消費生活課長」

に、

「企画県民部県民生活課長

企画県民部消費生活課長」

を

「企画県民部県民生活課長」

に、

「健康福祉部こども局青少年課長

健康福祉部こども局男女家庭課長」

を

「健康福祉部こども局青少年課長」

に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中

「企画県民部消費生活課長」

を

「企画県民部男女家庭課長

企画県民部消費生活課長」

に、

「健康福祉部こども局青少年課長

健康福祉部こども局男女家庭課長」

を

「健康福祉部こども局青少年課長」

に改め、同表交通安全対策会議の項中「企画県民部防災企画局防災計画課長」を「企画県民部防災企画局防災企画課長」に改め、同表青少年愛護審議会の項中

「企画県民部芸術文化課長」

を

「企画県民部芸術文化課長

企画県民部男女家庭課長」

に、

「健康福祉部こども局青少年課長

健康福祉部こども局男女家庭課長」

を

「健康福祉部こども局青少年課長」

に改め、同表防災会議の項、石油コンビナート等防災本部の項及び障害福祉審議会の項中「企画県民部防災企画局防災計画課長」を「企画県民部防災企画局防災企画課長」に改め、同表環境審議会の項中

「企画県民部エネルギー対策課長
企画県民部ビジョン課長
企画県民部県民生活課長」

を

「企画県民部ビジョン課長
企画県民部県民生活課長
企画県民部水エネルギー課長」

に改め、同表開発審査会の項中「企画県民部防災企画局防災計画課長」を「企画県民部防災企画局防災企画課長」に改める。

(副知事の担当事務に関する規程の一部改正)

第9条 副知事の担当事務に関する規程(平成13年兵庫県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項(1)中「政策調整課、ビジョン課」を「ビジョン課、政策調整課、広域調整課」に、「災害対策局(総括は、吉本副知事)」

を

「防災企画局(総括は、吉本副知事)
災害対策局(総括は、吉本副知事)」

に改め、同表2の項(1)中

「 防災企画局
防災企画課、防災計画課
農政環境部」

を

「農政環境部」

に改め、同表3の項(1)中「エネルギー対策課、文書課」を「男女家庭課、消費生活課、地域創生課」に改め、「地域振興課」の右に「、特区推進課」を加え、「消費生活課」を削り、「情報企画課」の右に「、水エネルギー課、文書課」を加え、

「 防災企画局
復興支援課
健康福祉部」

を

「健康福祉部」

に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条中入札参加者審査会規程別表第3病院部会の款尼崎病院分科会の項の改正規定及び同款塚口病院分科会の項を削る改正規定は、兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第26号)附則ただし書に規定する管理規程で定める日から施行する。

告 示

兵庫県告示第295号の5

本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程

本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程(平成16年兵庫県告示第476号の5)の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く参事の部企画県民部の款中

「

	統計課	参事（政策統計担当）
企画財政局	税務課	税務システム開発参事

」

を

「

	統計課	参事（政策統計担当）
--	-----	------------

」

に、

「

管理局	管財課	財産管理参事
-----	-----	--------

」

を

「

管理局	管財課	財産管理参事
防災企画局	防災企画課	防災計画参事

」

に改め、同部健康福祉部の款中

「

	企画調整参事
--	--------

」

を

「

	企画調整参事
	法人指導参事

」

に改め、同部農政環境部の款中

「

環境創造局	環境政策課	環境学習参事
-------	-------	--------

」

を

「

農林水産局	農業改良課	参事（環境創造型農業推進担当）
環境創造局	環境政策課	環境学習参事

」

に改め、同表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部阪神南県民センターの款中「阪神活性化参事」を「阪神交流参事」に改め、同部北播磨県民局の款中

「消費生活参事
環境参事」

を

「環境参事」

に改め、同表県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の部地方機関名の款の次に次のように加える。

--	--

兵庫陶芸美術館	参事（連携担当） 参事（10周年特別展担当）
県立身体障害者更生相談所	医療参事

別表県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の部中央こども家庭センターの款の次に次のように加える。

県立農林水産技術総合センター	参事（連携調整担当）
----------------	------------

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。